

命 令 書

申 立 人 ネッスル日本労働組合

被申立人 ネッスル日本株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合が昭和 54 年 10 月 1 日付でなした昭和 54 年秋闘要求のうち、「住宅制度の拡充」及び「体育奨励金制度の新設」について団体交渉に応じなければならない。
- 2 申立人のその余の申立ては棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人ネッスル日本株式会社(以下「会社」という。)は、肩書地(編注、神戸市)に本社を、全国各地に 5 工場・13 営業所及び 2 販売事務所を有し、乳製品などの食品の製造販売を主たる業務とする株式会社であり、申立当事の従業員は、約 2,300 名である。
- (2) 申立人ネッスル日本労働組合(以下「組合」という。)は、会社従業員約 1,950 名で組織され、肩書地(編注、神戸市)に本部を、全国各地に 8 支部を有する労働組合であり、全日本食品労働組合連合会(以下「食品労連」という。)に加盟している。

2 労働協約の締結状況

- (1) 組合と会社との間では、昭和 46 年 5 月 27 日に最初の労働協約が締結された(以下「第 1 次労働協約」という。)

第 1 次労働協約は、昭和 48 年 5 月 26 日に 2 年の有効期間が満了したが、同年 8 月 26 日まで 3 ヶ月間自動延長された。その後、6 月 31 日に組合と会社との間で 9 月 1 日から更に 3 ヶ月間有効期間を延長する協定が締結され、結局第 1 次労働協約は、昭和 49 年 11 月 30 日に 2 年 6 ヶ月の有効期間が満了した。

- (2) 昭和 48 年 12 月 18 日に至って、両者間に新たな労働協約が締結され、同月 1 日に遡って効力を生ずる旨合意された(以下「第 2 次労働協約」という。)

第2次労働協約は、昭和50年5月31日に1年6ヶ月の有効期間が満了したが、同年11月30日まで6ヶ月間自動延長され、更に3ヶ月間自動延長された結果、昭和51年2月28日に2年3ヶ月の有効期間が満了した。

組合は、昭和50年8月29日に第2次労働協約の改定要求書を会社に提出した。その後、同年10月頃から協約改定交渉が行われ、一時期昭和50年秋闘交渉と合体して団体交渉が行われたが、次期労働協約の有効期間をめぐり、会社の3年と組合の1年の主張が対立し、その他数項目の未解決事項もあったので、交渉は翌年に持越された。翌昭和51年に入り、会社は組合がストライキを予定していることを知ったため、1月12日の団体交渉において有効期間を1年6ヶ月とするところまで譲歩したが、組合は1年を譲らず交渉は進展しなかった。同月16日に至り組合は会社の提案する有効期間に同意するに至った。

(3) 昭和51年4月12日に新労働協約が締結され、同年3月1日に遡って効力を生ずる旨合意された(以下「第3次労働協約」という。)。第3次労働協約は、昭和52年8月31日に有効期間1年6ヶ月が満了したが、昭和53年8月31日まで1年間自動延長され、更に3ヶ月間自動延長された結果、昭和53年11月30日に2年9ヶ月の有効期間が満了した。

(4) 次いで両者間で昭和54年4月6日に新労働協約が締結され、昭和53年12月1日に遡って効力を生ずる旨合意された(以下「第4次労働協約」という。)

第4次労働協約は、昭和55年5月31日で1年6ヶ月の有効期間が満了したが、1ヶ月間自動延長された結果、同年6月30日に1年7ヶ月の有効期間が満了した。

3 秋闘の経過

(1) 昭和49年秋闘の経過

ア 組合は、昭和40年の組合結成以来、春闘で賃金及び一時金などの要求を行っていた。組合は、昭和47年9月に食品労連に加盟したが、食品労連は産業別の統一要求として秋闘を組織していた。組合は、食品労連加盟と昭和48年末の石油ショックを契機として、昭和49年に賃金・一時金以外の労働諸条件及び職場環境の改善など支部の問題を秋闘時に会社に要求することとなった。

イ 組合は、第2次労働協約の有効期間中の昭和49年10月31日に①社会保険料負担割合の変更、②通勤手当限度額の引上げ、③寒冷地手当の増額、④インフレ手当、の4項目からなる秋闘要求書を会社に提出した。

これらの要求のうち①及び④については当時の労働協約及びその他の協定書等による両者間の合意は無く、②及び③については第2次労働協約第53条(福利厚生手当)でこれらの手当を支給するものとし、詳細規定は別に定める

とされていたが、具体的な金額は協定されていなかった。

ウ これらの要求にかかる団体交渉は昭和 49 年 11 月 11 日と同月 15 日の 2 回行われ、同月 18 日全ての項目につき妥結し協定された。なお、当該協定書には有効期間の定めはなかった。

(2) 昭和 50 年秋闘の経過

ア 組合は、第 2 次労働協約の有効期間中の昭和 50 年 10 月 20 日に①社会保険料の負担割合の変更、②販売労働者の労働条件の改善、の 2 項目からなる秋闘要求書を会社に提出した。

そのうち①については昭和 49 年秋闘協定書中に負担割合が定められており、②については第 2 次労働協約及びその他の協定書等による合意はなかった。

イ これらの要求にかかる団体交渉は昭和 50 年 11 月 5 日から同年 12 月 18 日までの間に 4 回行われ、翌昭和 51 年 3 月 17 日に妥結し全ての項目について協定された。なお、当該協定書には有効期間の定めはなかった。

(3) 昭和 51 年秋闘の経過

ア 組合は、第 3 次労働協約の有効期間中の昭和 51 年 10 月 4 日に①労災・通災特別補償の改善について、②社会保険料の負担割合変更について、③スタッフセールス及び社内旅行について、④外勤補償の改善について、⑤寒冷地手当の改善について、の 5 項目からなる秋闘要求書を会社に提出した。

これらの要求のうち①については第 3 次労働協約第 74 条(業務上の疾病・負傷・障害及び死亡)及び同第 75 条(通勤途上の疾病・負傷・障害及び死亡)に具体的な基準が規定されていた。②については昭和 50 年秋闘協定書で規定されていた。③については第 3 次労働協約及びその他の協定書等による合意はなかった。④については昭和 50 年 6 月 26 日付の有効期間について定めのない「外勤補償に関する協定書」中に規定されていた。⑤については第 3 次労働協約第 61 条(福利厚生手当)に基づき、昭和 51 年 7 月 30 日付「寒冷地手当に関する協定書」中に規定されていた。

なお、当該協定書には有効期間の定めはなかった。

イ これらの要求にかかる団体交渉は、昭和 51 年 10 月 22 日から同年 12 月 7 日までの間に 9 回行われ、翌昭和 52 年 1 月 18 日に全ての項目について妥結し協定されたが、有効期間の定めはなかった。なお、①については第 3 次労働協約第 74 条及び同第 75 条の内容が部分改訂された。

(4) 昭和 52 年秋闘の経過

ア 組合は、第 3 次労働協約の有効期間中の昭和 52 年 10 月 4 日に①就業時間

の短縮、②転勤規定の改正と取扱基準の是正、③特別勤務手当の引上げ改善、④福利厚生手当の適用基準の是正、⑤一部組合員の勤続年数の労使くい違いの整理、⑥上部団体第3者入構の自由、⑦全支部における会社会議室の使用、⑧大会代議員の組合休暇の取得、⑨争議行為の予告の改正、の9項目からなる秋闘要求書を会社に提出した。

これらの要求のうち①については第3次労働協約第35条(就業時間)に「原則として就業時間は1日8時間、1週40時間とする。」と規定されていた。②については第3次労働協約第22条(転勤)及び同第54条(転勤及び出向休暇)に基づき昭和51年5月6日付の「転勤規定に関する協定書」及び「転勤規定に関する覚え書」により規定されていた。なお、当該協定書及び覚え書には有効期間の定めはなかった。③については第3次労働協約第62条(特別勤務手当)に具体的な基準が規定されていた。④については昭和51年7月30日付の「家族手当に関する協定書」に規定されており、当該協定書には有効期間の定めはなかった。⑤については第3次労働協約及びその他の協定書等による規定はなかった。⑥及び⑦については第3次労働協約第12条(組合による会社施設の利用)に、⑧については同第8条(組合活動)に、また⑨については同第97条(争議行為の予告)にそれぞれ規定されていた。

イ これらの要求についての団体交渉は昭和52年10月25日以降9回行われたが、会社は組合の要求項目⑥乃至⑨については労働協約有効期間中に話し合うべきではないと主張して団体交渉を行わなかった。

組合と会社は上記団体交渉の結果、昭和53年2月15日に①乃至⑤について合意に達し、有効期間の定めのない協定書が作成された。なお、①については第3次労働協約第35条を、「原則として就業時間は1日8時間、1週40時間とする。但し、80労働日は1日7時間45分とする。」と部分改訂され、③についても第3次労働協約第62条の内容が一部変更された。

また、組合は昭和52年秋闘を終結させるため⑥乃至⑨の要求を取り下げることとし、これらの要求については協定書中に「要求を引下げる」と記載された。

(5) 昭和53年秋闘の経過

ア 組合は、第3次労働協約の有効期間中の昭和53年10月20日に①住宅制度の拡充について、②体育奨励金制度の新設について、③労災・通災特別補償の増額について、④転勤規定の改善について、⑤エリアセールスマンの事務所設置について、⑥外勤補償の増額について、⑦出張旅費規定の改善について、の7項目からなる秋闘要求書を会社に提出した。

これらの要求のうち①については第3次労働協約第88条(住宅貸付金)に「会社が別に定める規定により、組合員は住宅貸付金を利用することができる。」と規定されていたが別途規定は定められていなかった。②については第3次労働協約及びその他の協定書等による規定はなかった。③については第3次労働協約第74条(業務上の疾病・負傷・障害及び死亡)及び同第75条(通勤途上の疾病・負傷・障害及び死亡)が昭和51年秋闘協定書で部分改訂されていた。④については第3次労働協約第22条(転勤)及び同第54条(転勤及び出向休暇)並びにこれに基づく昭和51年5月6日付の「転勤規定に関する協定書」及び「転勤規定に関する覚え書」に規定されており、昭和52年秋闘協定書で一部改正され実施されていた。⑤については第3次労働協約及びその他の協定書等による規定はなかった。⑥については昭和50年6月26日付の「外勤補償に関する協定書」及び昭和51年秋闘協定書で規定されていた。⑦については第2次労働協約第64条(出張旅費)に基づく昭和50年8月29日付「旅費規定に関する協定書」及び同年9月1日付「旅費規定に関する覚え書」に規定されていた。この協定書及び覚え書には有効期間の定めはなかった。

イ これらの要求について組合と会社との間で団体交渉が行われた結果、昭和54年2月21日に②を除き合意に達し有効期間の定めのない協定書が締結された。

なお、当該協書中に①については「会社は前向きに検討し、可能な限り早く結論を出す。」と記載された。

また、組合は②については昭和53年秋闘においてこの要求を取り下げることとし、協定書中に「組合は要求を引下げる」と記載された。

(6) 昭和54年秋闘の経過

ア 組合は、第4次労働協約有効期間中の昭和54年10月1日に①労働時間の短縮についてと題して「1日の労働時間を通年7時間45分とすること」を求めたほか、②住宅制度の拡充について、③体育奨励金制度の新設について、④寒冷地手当の引上げについて、⑤冷凍室勤務手当の引上げについて、の5項目からなる秋闘要求書を会社に提出するとともに、10月18日の団体交渉において回答するよう申し入れた。

これらの要求のうち①については昭和52年秋闘協定書で第3次労働協約第35条が部分改訂されていたが、第4次労働協約第35条(就業時間)は「原則として就業時間は1日8時間、1週40時間とする。」とのみ規定されていた。②については第3次労働協約第88条(住宅貸付金)に基づき、昭和53年秋闘協定書で「会社は前向きに検討し、可能な限り早く結論を出す。」と合意され

ていた。なお、第4次労働協約第88条(住宅貸付金)は、第3次労働協約第88条(住宅貸付金)と同様「会社が別に定める規定により、組合員は住宅貸付金を利用することができる。」とのみ規定されていた。③については昭和53年秋闘協定書中に「組合は要求を引下げる。」と記載されているだけで、第4次労働協約には何らの定めもなかった。

イ 組合は、昭和54年10月1日に会社に対し秋闘要求書を提出するに当たり、これにかかる説明団交を10月5日に開催するよう口頭で申し入れた。説明団交は会社の都合により10月15日に開催され、組合はその席で会社に対し要求項目について具体的な説明を行うとともに、これらの要求に対する回答を10月18日に行うよう再度申し入れた。

会社は、組合の秋闘要求書に対する回答を期限までに行わなかったため、組合は11月1日付文書で会社に対し抗議するとともに11月6日に団体交渉を開催し回答を行うよう併せて申し入れた。

会社は、組合に対し11月6日付文書で「貴要求事項は昭和54年2月21日付協定並びに現行労働協約をもっていずれも解決済であります。なお、10月1日付要求第2項については、昭和54年2月21日付協定に基づき現在検討中であります。」との回答を行った。

組合と会社は11月20日に団体交渉を行ったが、会社は11月6日の文書回答の内容と同じ主張をするのみで、個々の要求項目についての交渉には応じなかった。また、組合の要求項目の②について、会社は検討中であると回答したにとどまり、検討内容についての説明は行わなかった。

4 請求する救済内容の変更

- (1) 組合は、昭和54年12月12日に当地労委に対し、前記第1の3(6)アの団体交渉事項について団体交渉応諾等を求める不当労働行為救済申立てを行った。
- (2) 昭和55年春闘において組合と会社は団体交渉を行った結果、前記第1の3(6)アの団体交渉事項のうち④寒冷地手当の引上げについて、⑤冷凍室勤務手当の引上げについて、は妥結をみるに至り昭和55年7月4日に協定書が作成された。
- (3) この結果組合は、昭和56年5月22日付で請求する救済の内容の第1項を「被申立人会社は、申立人組合が10月1日付でなした74秋闘要求書のうち、①労働時間の短縮、②住宅制度の拡充、③体育奨励金制度の新設、につき直ちに誠意をもって団体交渉に応じなければならない。」に改めた。

第2 判 断

1 当事者の主張

- (1) 組合は、組合が昭和54年10月1日に5項目(その後の交渉によりうち2項目

は解決をみたので、残された問題は①労働時間の短縮、②住宅制度の拡充、③
体育奨励金制度の新設の 3 項目となった)の秋闘要求書を会社に提出して団体
交渉を申し入れたのに対し、会社は故なくこれを拒否し、組合の団体交渉権を
否認したのみか、組合の秋闘を将来にわたって潰すことを企図した。これは労
働組合法第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当すると主張し、会社の後記平和義務違
反の抗弁に対しては、平和義務に抵触することを否認したうえで、①組合と会
社間には、昭和 49 年以降毎年 10 月に組合が提出する秋闘要求書の要求項目に
ついては、それが現行労働協約に定められている事項に関する否とを問わず、
団体交渉を行って解決するという慣行が成立していた。②また、会社は、昭和
51 年 1 月 16 日に行われた団体交渉の席上、「今後は労働協約有効期間内でも毎
年秋の改訂要求を認めて交渉に応じる」旨口頭で約束したと反論する。

- (2) これに対し会社は、組合の要求は、労働協約の有効期間中に、その労働協約
で協定した事項について団体交渉を求めるものであって、平和義務に違反する
から、会社が団体交渉を拒否しても不当労働行為となるいわれはないと主張し、
更に組合の反論に対して、組合の主張するような慣行の存在を否認し、昭和 51
年 1 月 16 日の団体交渉の席上で、会社は「協約本来の趣旨からいへば、協約に
定められた事項については、協約有効期間中は話し合いをする必要はないので
あるが、例外的に第 3 次労働協約の有効期間中は、規範的部分については数を
限って話し合っても良い」との譲歩を示したものに過ぎないと主張する。

2 労働時間の短縮問題について

- (1) 会社は、組合の団体交渉申入れは第 4 次労働協約の平和義務に反すると主張
するので、本件団体交渉申入れ当時、組合と会社間で協定されていた労働時間
の内容について先ず検討する。

さきに第 1 の 2(4) 及び 3(6) アで認定したとおり、本件団体交渉申入れ時に効
力を有していた第 4 次労働協約の第 35 条は「原則として就業時間は 1 日 8 時間、
1 週 40 時間とする。」と定めている。

- (2) そうすると、組合が昭和 54 年 10 月 1 日付で労働時間に関し「1 日の労働時
間を通年 7 時間 45 分とすること」との要求を掲げて団体交渉を申し入れたのは、
これが労働協約の有効期間満了後あらたに締結すべき労働協約に関するもので
あったと認められる格別の状況も無いので、労働協約の平和義務に反するもの
であったと認めざるを得ない。
- (3) ところが、組合は秋闘要求書の要求項目については、それが労働協約に定め
られている事項に関する否とを問わず、団体交渉を行って解決するという慣
行が成立していたと主張するのでこの点について検討する。

なるほど、組合の主張に沿う事例として、第1の3(3)(4)(5)で認定したとおり、①昭和51年秋闘における組合要求中、「労災・通災特別補償の改善」については、第3次労働協約第74条及び同第75条で具体的な定めがなされていたにも拘らず、団体交渉が行われ、部分改訂されていること。②昭和52年秋闘における組合要求中、「就業時間の短縮」及び「特別勤務手当の引上げ、改善」については、第3次労働協約第35条及び同第62条にそれぞれ定めがあるにも拘らず、団体交渉が行われ、それぞれ部分改訂されていること、③昭和53年秋闘における組合要求中、「労災・通災特別補償の改善」については、昭和51年秋闘協定書で部分改訂された第3次労働協約第74条及び同第75条にそれぞれ定めがなされていたにも拘らず、団体交渉が行われ、部分改訂されていることがそれぞれ認められる。

しかしながら、他方、その余の秋闘要求項目中、労働協約に関係するものは、労働協約の内容自体の変更を求めるものではなく、労働協約の内容を具体化するための詳細規定の制定を求めるものであったり、労働協約中に「別に定める」とされた別途規定の制定を求めるものであったことも認められる。

そうすると、組合の主張に沿う昭和51年乃至昭和53年秋闘要求に関する上記事例の存在のみをもってしては、組合と会社間に、双方を将来にわたって規律するまでの慣行が成立していたとまで認めるには不足、この点に関する組合の主張は採用できない。

- (4) 次に組合は、昭和51年1月16日の団体交渉において、「今後は、労働協約有効期間内でも、毎年秋の改訂要求を認めて交渉に応じる」旨の口頭による合意が成立したと主張するので、この点について検討する。

組合の主張するような合意が仮に成立したとすると、労働協約の有効期間の定めは無きに等しいものとなるどころ、かかる重要な意味を有する合意について文書が作成された形跡がない。

かえって、第1の2(4)で認定したように、その後に締結された労働協約についても、有効期間の定めがおかれているのである。従って、この点については、会社が自認する以上の話し合いがあったと認めるに足りる証拠は無いものと言うべく、組合の主張は採用できない。

- (5) 以上のとおりであるから、組合が昭和54年10月1日に申し入れた項目中、「労働時間の短縮」について、「1日の労働時間を通年7時間45分とする」旨の交渉を求める部分は、労働協約の有効期間中にその変更を求めるものであり、会社がこれに応じなくとも団体交渉を故なく拒否したこととはならないものと判断する。

3 住宅制度の拡充及び体育奨励金制度の新設問題について

- (1) 会社は、「住宅制度の拡充」及び「体育奨励金制度の新設」の要求は、昭和54年2月21日付秋闘協定書で協定済の問題であると主張する。
- (2) そこで昭和54年2月21日に締結された昭和53年秋闘協定書をみると、第1の3(5)イで認定したとおり、「住宅制度の充実」については「会社は前向きに検討し、可能な限り早く結論を出す」と記載されているにとどまり、労働協約としての実質的内容を定めたと言うことはできず、また、「体育奨励金制度の新設」については、「組合は要求を引下げる」と記載されているに過ぎず何ら内容のある協定にも至っていないことが明らかである。
- (3) そうすると、本件の組合要求が協定済の問題であるとする会社の主張は理由がなく、組合の団体交渉の申入れに会社が応じなかったことは、故なく団体交渉を拒否したものと認めざるを得ない。

4 結論

以上のとおりであるから、組合の昭和54年10月1日付秋闘要求書に基づく団体交渉の申入れのうち、「住宅制度の拡充」及び「体育奨励金制度の新設」について、会社がこれを拒否したことは労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であり、この点に関して会社に団体交渉をなすべきことを命ずる必要がある。しかし、「労働時間の短縮」については、先に判断したとおり、組合の申立てに理由がない。

また、組合は、会社の上記団体交渉の拒否は同法第7条第3号にも該当すると主張し、謝罪文の掲示を求めているが、本件の場合、会社が、団体交渉の拒否によって、組合の存在を否認し、もしくは組合を弱体化しようとしたものとみるべき、特段の事情は認められないから、会社が団体交渉を拒否したということから、直ちに同法第7条第3号にも該当するとまでいうことはできず、なお、上記団体交渉拒否に対する救済として、謝罪文の掲示を命ずる必要はないものと判断する。

よって、主文のとおり命令する。

第3 法律上の根拠

労働組合法第27条、労働委員会規則第43条。

昭和56年12月4日

兵庫県地方労働委員会

会長 奥野久之 ㊟